

## 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

平成12年10月17日  
条例第63号

改正 平成20年7月22日条例第40号 平成22年3月30日条例第14号  
平成22年8月3日条例第48号 平成24年3月27日条例第10号  
平成26年3月28日条例第30号

工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例をここに公布する。  
工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて町村の区域に適用する緑地面積率等に係る準則を定めるものとする。

(区域の区分及び範囲)

第2条 工場立地法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びに同号の用途地域の指定のない同法第5条の規定により指定された区域（同法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、工業の用に供する土地として計画的な整備を予定している区域であつて同法第7条第2項の市街化区域への区域区分の変更が保留された区域のうち、知事が指定する区域を除く。）
- (2) 第二種区域 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域
- (3) その他の区域 第一種区域及び第二種区域を除く区域

2 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の敷地が前項各号に掲げる区域の区分のうち2以上の区域にわたるときは、当該工場等については、当該敷地に占める面積の割合の最も高い区域に当該工場等を設置するものとみなして、この条例の規定を適用する。

(緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 工場等を第一種区域又は第二種区域に設置する場合における工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、別表のとおりとする。

(建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合)

第4条 緑地の面積の敷地面積に対する割合を算定するときは、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第3条に規定する建築物屋上

等緑化施設の面積及び緑地と省令第4条に規定する緑地以外の環境施設（同条第1号トに掲げる施設を除く。）以外の施設が重複する土地の面積は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める割合を敷地面積に乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

- (1) 工場等を第一種区域に設置する場合 100分の25
- (2) 工場等を第二種区域に設置する場合 100分の15
- (3) 工場等をその他の区域に設置する場合 100分の20

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 工場等のうち、第一種区域においてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「第一種区域施行日前工場等」という。）については、施行日から起算して1年間は、別表の規定は適用しない。

3 第一種区域施行日前工場等において、施行日から起算して1年を経過した日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときの別表の規定に適合する緑地の面積及び環境施設の面積の算定は、同表の規定にかかわらず、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

ア 当該第一種区域施行日前工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げるいずれか一つの業種に属する場合（以下「単業種」という。）

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left( 0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25S - G_1 > 0$  のときは  $G \geq 0.25S - G_1$  とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$  のときは  $G \geq 0$  とする。

イ 当該第一種区域施行日前工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合（以下「兼業」という。）

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.25 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left( 0.25 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.25S - G_1 > 0$  のときは  $G \geq 0.25S - G_1$  とし、 $0.25S - G_1 \leq 0$  のときは  $G \geq 0$  とする。

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

ア 単業種

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.3 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} (0.3 - \frac{E_0}{S}) > 0.3S - E_1 > 0$  のときは  $E \geq 0.3S - E_1$  とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$  のときは  $E \geq 0$  とする。

イ 兼業

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.3 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.3 - \frac{E_0}{S}) > 0.3S - E_1 > 0$  のときは  $E \geq 0.3S - E_1$  とし、 $0.3S - E_1 \leq 0$  のときは  $E \geq 0$  とする。

この項の式において、 $G$ 、 $P$ 、 $\gamma$ 、 $G_0$ 、 $S$ 、 $G_1$ 、 $n$ 、 $P_j$ 、 $\gamma_j$ 、 $E$ 、 $E_0$  及び  $E_1$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$G$  当該変更に伴い設置する緑地の面積

$P$  当該変更に係る生産施設的面積

$\gamma$  当該第一種区域施行日前工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

$G_0$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

$S$  当該第一種区域施行日前工場等の敷地面積

$G_1$  当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

$n$  当該第一種区域施行日前工場等が属する業種の個数

$P_j$  当該変更に係る  $j$  業種に属する生産施設的面積

$\gamma_j$   $j$  業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

$E$  当該変更に伴い設置する環境施設的面積

$E_0$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

$E_1$  当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

4 第二種区域において昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場等」という。）において、生産施設的面積の変更が行われるときの別表の規定に適合する緑地の面積及び環境施設的面積の算定については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一種区域施行日前工場等」とあるのは「既存工場等」と、「施行日から起算して1年を経過した日」とあるのは「施行日」と、「0.25」とあるのは「0.15」と、

「0.3」とあるのは「0.2」と読み替えるものとする。

(旧工業系特定保留区域設置工場等に係る緑地面積率等の特例)

- 5 第2条第1項第1号の規定による知事の指定を取り消した場合において、当該指定を取り消した区域が第一種区域に該当するときは、当該指定を取り消した区域において指定を取り消した日前に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「旧工業系特定保留区域設置工場等」という。）において、生産施設の面積の変更が行われるときの別表の規定に適合する緑地の面積及び環境施設の面積の算定については、附則第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一種区域施行日前工場等」とあるのは「旧工業系特定保留区域設置工場等」と、「施行日から起算して1年を経過した日」とあるのは「第2条第1項第1号の規定による知事の指定を取り消した日」と、「同表」とあるのは「附則第3項及び同表」と読み替えるものとする。

(検討)

- 6 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第14号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月3日条例第48号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第30号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第 一 種 区 域	100分の25以上	100分の30以上
第 二 種 区 域	100分の15以上	100分の20以上